

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び 保険薬剤師療養担当規則の一部改正に伴う業界対応について ～ 調剤ポイント付与禁止の省令施行に関する業界対応～

発行：日本チェーンドラッグストア協会 広報担当

日本チェーンドラッグストア協会は、タスクフォースを設置し、調剤ポイント付与継続を求めた活動を行ってまいりました。厚生労働省保険局医療課の対応の矛盾や消費者、生活者の求めを無視した対応に、これまで私たちは敢て問題提起してまいりました。（詳しくは、JACDSホームページをご覧ください）

過日、厚生労働省保険局医療課長から地方厚生（支）局医療課長に、10月1日より療養担当規則の一部改正における省令の施行とこれに伴う調剤ポイント付与原則禁止の内容について連絡されました。この通知には、法の上の公平性から問題になっていた、汎用クレジットカードや電子マネーについて、本年度を目途に検討するとの内容が記載されております。

したがって、私たちは運用の平等性により、現行の調剤ポイント付与継続については来年3月まで可能であると判断しております。

現在においても、この度の強引とも言える厚生労働省による10月1日からの省令の施行には、これまでの経緯や消費者利益の側面から考えても、極めて大きな疑問と怒りを感じております。

今後も私たちは、省令施行日より6ヶ月間（年度内）の間に、これまでの主張と活動を継続および強化し、何らかの解決に至るための努力を行ってまいります。

また、10月1日からの省令改正施行において、即時に訴訟（地位確認、ポイントの公平性、事業補償、など）に至らなかったのは、次のことがその理由です。

- ・それまで、高圧的な対応を行ってきた厚生労働省保険局医療課が、この半年間誠意ある対応と話し合いを行ってきたこと。
- ・しかし、この話し合いによって進展または納得したものはまだなく、現実（実施）を考慮した更なる話し合いが必要であること。
- ・業界内でも、大幅な調剤ポイントの付与またはポイント付与による競争は好ましくないという認識があること。
- ・現時点において、法廷の場で争うことは、企業の対応は言うに及ばず消費者や顧客に多大な迷惑と混乱を与えることになること。
- ・厚生労働省保険局医療課に、ポイント付与の状況や汎用クレジットカードや電子マネーなどの扱いについて、これからの半年間、柔軟な対応と継続して話し合いを行うことを確認したこと。

従って、私たちの調剤ポイント付与を求める訴訟を含めた活動や行動は、今後もタスクフォースを中心に引き続き行われることとなります。

報道関係者の皆様におかれましては、引き続き本件に関する当協会の活動へのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先

日本チェーンドラッグストア協会 事務局

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル4階

TEL. 045-474-1311 FAX. 045-474-2569